

よくあるお問い合わせ(Q&A)

- Q1. 複数の ESD 活動支援センターの後援名義を使用したいのですが、書類は全てのセンターに提出する必要がありますか。
- A1. 全国8ブロックをそれぞれ担当する各地方 ESD 活動支援センター(地方センター)と ESD 活動支援センター(全国センター)がそれぞれ独立して存在していますが、すべての ESD 活動支援センターの後援名義使用承認手続きは、全国センターが窓口となり一括で行っています。地方センターのみの名義使用希望の場合も、書類の提出先は全国センターとなります。
- Q2. どのセンターの後援名義使用を申請できるのでしょうか。
- A2. ESD 活動支援センター(全国センター)と、行催事の開催地を担当する地方 ESD 活動支援センター(地方センター)の後援名義使用を推奨しています。全国センター・地方センターはそれぞれ異なる広報媒体・広報先を持っているため、広報面での効果も期待できます。
- Q3. 申請はいつまでに行えばよいですか。
- A3. 原則、広報の開始日より 2 週間前までに必要書類をそろえて ESD 活動支援センター(全国センター)までお送りください。2 週間を切ったご申請については、後援いたしかねる場合もございますので、時間に余裕をもったご申請をお願いいたします。
- Q4. 申請書や報告書には指定の形式がありますか。
- A4. 記載漏れを防ぐため、ウェブ上に掲載しているフォーマット「ESD 活動支援センター後援名義使用申請書」のご活用を推奨しております。「ESD 活動支援センター(全国・地方)後援名義等使用承認規程」第 4 条に記載されている項目を満たしている限り、形式は変更していただいて構いません。

- Q5. 申請する催事は参加費無料で開催しますが、その場合は収支計画書を出さなくてもよいのでしょうか。
- A5. 後援名義使用申請時には、原則収支計画書のご提出をお願いしています。参加費が無料の場合でも、催事の運営が成り立つことの根拠となる書類をご提出ください。ご不明点やご相談等ございましたら、ESD 活動支援センターまでお気軽にご連絡ください。
- Q6. 使用承認はまだいただいていませんが、申請中の段階でも、チラシの後援団体の欄に ESD 活動支援センターの名義を追加してもよいですか。
- A6. 後援が正式に承認される前の名義使用については、(申請中)等と併記しご使用していただくようお願いしております。承認許可の通知後、正式に名義使用が可能となります。
- Q7. チラシ等に名称を載せる際に、スペースの都合上、ESD 活動支援センター(全国センター)と〇〇地方 ESD 活動支援センターをまとめて「ESD 活動支援センター(全国・〇〇地方)」と表記してもよいでしょうか。
- A7. 後援名義を使用される際は、正式名称での記載をお願いしております。ESD 活動支援センター後援名義使用承認規程において承認の条件となっておりますので、遵守いただけますようお願いいたします。

■正式名称

◆全国センター

ESD 活動支援センター

◆地方センター

北海道地方 ESD 活動支援センター

東北地方 ESD 活動支援センター

関東地方 ESD 活動支援センター

中部地方 ESD 活動支援センター

近畿地方 ESD 活動支援センター

中国地方 ESD 活動支援センター

四国地方 ESD 活動支援センター

九州地方 ESD 活動支援センター

【問い合わせ先】

ESD 活動支援センター

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5 丁目 53-67 コスモス青山地下 1 階

メール contact@esdcenter.jp

電話 03-6427-9112 FAX 03-6427-9113